

平成 14 年 8 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社 幸 楽 苑
代表者の役職名 取締役社長 新 井 田 傳
(東証第二部 コード番号 7 5 5 4)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役
総 務 部 長 武 田 典 久
T E L 0 2 4 - 9 4 3 - 3 3 5 1
<http://www.kourakuen.co.jp/>

ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 14 年 8 月 23 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20、第 280 条ノ 21 並びに平成 14 年 6 月 21 日開催の当社第 32 期定時株主総会決議に基づき発行する新株予約権に関する発行要項及び割当対象者等を決定いたしましたので、下記のとおりその概要をお知らせいたします。

記

- | | |
|---|--|
| 1. 新株予約権証券の名称 | 株式会社幸楽苑 平成 14 年度新株予約権(ストック・オプション) |
| 2. 新株予約権の発行日 | 平成 14 年 9 月 20 日 |
| 3. 新株予約権の総数 | 4,490 個
(新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数は 100 株とする) |
| 4. 新株予約権の発行価額 | 無償とする。 |
| 5. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 | 当社普通株式 449,000 株とする。 |
| 6. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額(行使価額) | 平成 14 年 9 月 20 日に確定する。 |
| 7. 新株予約権の行使により発行又は移転される当社普通株式の総額 | 平成 14 年 9 月 20 日に確定する。 |
| 8. 新株予約権の行使期間 | 平成 14 年 10 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。 |
| 9. 新株予約権証券の発行 | 新株予約権証券は、新株予約権者の請求があるときに限り発行するものとする。 |
| 10. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、当該株式の発行価額中の資本組入れ額 | 行使価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。 |
| 11. 行使請求場所 | 当社総務部(又はその時々における当該業務担当部署)とする。 |
| 12. 払込取扱金融機関 | 株式会社大東銀行本店営業部(又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店)とする。 |
| 13. 配当に関する条件 | 新株予約権の行使によって新株が発行される場合の当該株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、新株予約権の行使がなされた時の属する配当計算期間の期首に新株予約権の行使があったものとみなし、これを支払うものとする。 |
| 14. 株式交換・株式移転等の新株予約権の承継方針 | 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、新株予約権を無償で消却することができる。 |
| 15. 新株予約権の割当を受ける者 | 当社及び当社子会社の取締役及び従業員のうち合計 213 名に割り当てる。 |

(ご参考)

- | | |
|-------------------------|------------------|
| (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成 14 年 5 月 15 日 |
| (2) 定時株主総会の決議日 | 平成 14 年 6 月 21 日 |

以 上